

災害に強い

まちをめぐらして



平成28年度 日野町消防団入退団・昇任式を開催

4月2日(土)、日野消防署において、平成28年度日野町消防団入退団・昇任式が行われ、退団者30名、入団者30名、昇任者7名の辞令交付、感謝状授与等が厳粛に行われました。
新入団員を代表し、山添豊和やまぞえとよかずさんが「宣誓書」を読み上げられ、消防業務の遂行を誓われました。

新入団員の皆さんは終了後、日野消防署で早速、基礎訓練を受講されました。団員の皆さんは昼夜を問わず発生する火災や各種災害から、家族や地域住民の生命・財産を守るためご活躍いただきます。
どうぞよろしくお願いします。



2016年5月

感雑向綿

平成14年度から13年をかけて作成した日野町史全9巻を凝縮した「ふるさと日野の歴史」を発刊することができました。たくさん写真を活用し、誰にでも手にとっていただける156ページの冊子です。これを見れば、綿向山も日野祭も近江日野商人も日野菜も蒲生氏郷も日野町のことが丸ごとわかります。区長さんを通じて希望される世帯に配布させていただきます。日野町の歴史と自然や文化を知ることによって、町に誇りと愛着をもつことができると思います。地域を大切に思うことこそ「地方創生」の原点です。

日野町は、国の「地方創生加速化交付金」8000万円を活用し、日野菜の振興、日野・西大路地区の市街地での「子育て・定住団地」の適地調査、近江鉄道日野駅の改修・改築に向けての取り組みなどを進めます。

平成14年度から13年をかけて作成した日野町史全9巻を凝縮した「ふるさと日野の歴史」を発刊することができました。たくさん写真を活用し、誰にでも手にとっていただける156ページの冊子です。これを見れば、綿向山も日野祭も近江日野商人も日野菜も蒲生氏郷も日野町のことが丸ごとわかります。区長さんを通じて希望される世帯に配布させていただきます。日野町の歴史と自然や文化を知ることによって、町に誇りと愛着をもつことができると思います。地域を大切に思うことこそ「地方創生」の原点です。

また、今年度も子育て支援に力を入れ、子どもの医療費助成の拡大(小学6年生まで、10月からは中学3年生まで)、保育所あおぞら園鎌掛分園の開園、第2太陽の子の開園、ファミリーサポートセンターの開所などを行います。教育の分野では、必佐小学校の給食棟の改修、西大路小学校の複式学級解消、南比都幼稚園の3歳児保育実施、スクールソーシャルワーカーの設置などを行います。まちづくりの分野では、空き家登録制度の促進、地域おこし協力隊の活用、近江日野田舎体験、役場別館庁舎の防災力強化、西大路・日野地区市街地の雨水排水事業に着手、町道大窪内池線側溝改良、西大路鎌掛線道路改良などを進めます。

今年度は、日本国憲法公布70周年です。世界に誇る平和主義、立憲主義、基本的人権の尊重の理念を守り発展させ、誰もが幸せになる社会をつくるために力を合わせたいと思います。

日野町におられる医師・歯科医師・薬剤師などの方が町民の皆さんへ
医療や公衆衛生の面からアドバイスいただくシリーズです

噛むことの8大効用

輪田歯科医院 歯科医師 輪田 茂樹さん

人にとって噛むという行為はとても大事です。栄養をとるということだけを考えがちですが、8つの大きな効用があり、それらは頭の文字をとって「ひみこのはがいで」と呼ばれています。それらを順番に説明しますと

「ひ」肥満中枢の活性：よく噛んで食べると肥満中枢が働き、食べ過ぎの防止になります。よく噛む人は噛まない人よりも少ない量で満腹になります。

「み」味覚の発達：食べ物の味が良くわかるようになります。味覚は唾液の存在がなくてはじめて感じますが、よく噛めば唾液がたくさん出てきます。

「こ」言葉の発達：口の周りの筋肉を良く使うことで、発音が明瞭になります。

「の」脳の発達：脳細胞の働きが活発になり、高齢者の認知症予防にもなります。

「は」歯の病気：唾液がたくさん出ることでむし歯や歯周病の予防になります。唾液の清掃作用や唾液中の免疫成分の働きによります。

「が」ガンの予防：唾液に含まれる酵素が食品中の発がん性を抑えます。実際、唾液中に発がん物質を浸けておくこと発がん性が無くなったという実験もあります。

「い」胃腸快調：消化を助け、胃腸への負担を和らげる作用があります。しっかりと噛むことが胃腸の働きを促すと考えられていますし、唾液中に消化酵素も含まれています。

「ぜ」全身の体力向上：一番というときに全力を出せません。「食いしばる」という言葉があるように、「こそぞ」というときには噛みしめるといいうことができないと難しいことがあります。

このように噛むということは大事なことです。歯を健全に保ち、また歯が無くなれば義歯等を使う等して口腔の機能を維持していきたいものです。



輪田歯科医院 日野町松尾1481 ☎ 0748-53-0610

みんなで支え合う 国民健康保険

整骨院や接骨院(柔道整復師)のかかり方

整骨院や接骨院では「柔道整復師」という資格を持つ方が施術をされます。柔道整復師は医師ではないため、病院や診療所での治療と同様に健康保険が使えるわけではありません。

整骨院や接骨院で被保険者証(国保)を使う場合は、一定の条件があります。被保険者証が使えない場合は、全額自己負担となりますので、十分な注意が必要です。

被保険者証が「使える」場合

骨折・脱臼の応急手当(それ以外は医師の同意が必要)、打撲・ねんざ・挫傷(肉離れなど)の施術のとき。

骨折および脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

《次のような施術は対象外です》

疲労性・慢性的な要因からくる肩こり、筋肉疲労、スポーツなどによる肉体的疲労改善、神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等によるコリや痛み、脳疾患後遺症等の慢性病、仕事中や通勤途上に起きた負傷(労災保険の対象となる場合)等。

施術をうけるときの注意

① 負傷原因を正確に伝えましょう

整骨院や接骨院で施術(治療)を受けるときは、負傷の原因を正確にきちんと伝えましょう。なお、交通事故による

施術(治療)の場合は、住民課保険年金担当に連絡してください。

② 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。

③ 療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう

整骨院などで施術を受ける場合、療養費支給申請書へ署名しなければなりません。この申請書には、傷病名や施術内容、回数などが記載されていますので内容を確認してから署名しましょう。

④ 領収証は必ずもらいましょう

領収証は必ずもらって、保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。また、領収証は、医療費控除を受ける際にも必要です。大切に保管してください。

施術内容について お尋ねすることがあります

施術日や施術内容について、町から確認させていただく場合があります。整骨院や接骨院(柔道整復師)にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収証等を保管しておいてください。

「問」住民課 保険年金担当

☎ 0748-526571